

大垣市難聴児補聴器購入費等助成事業における対象補聴器

| 補聴器の種類         | 1台当たりの基準額 | 基準額に含まれるもの   | 耐用年数 |
|----------------|-----------|--|------|
| 高度難聴用<br>ポケット型 | 41,600 円  | 補聴器本体（電池を含む。）<br>※ イヤモールドが必要な場合は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）（以下「厚生労働省告示」という。）」における修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。<br>※ ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。<br>※ 重度難聴用耳かけ型でFM型受信機、オーディオチューン、FM型ワイヤレスマイクを必要とする場合は、厚生労働省告示における修理基準の表の範囲内で必要な額を加算すること。 | 5年   |
| 高度難聴用<br>耳かけ型  | 43,900 円  |  |      |
| 重度難聴用<br>ポケット型 | 55,800 円  |  |      |
| 重度難聴用<br>耳かけ型  | 67,300 円  |  |      |
| 耳あな型（レディメイド）   | 87,000 円  |  |      |
| 耳あな型（オーダーメイド）  | 137,000 円 | 補聴器本体（電池を含む。）  |      |
| 骨導式<br>ポケット型   | 70,100 円  | ①補聴器本体（電池を含む。）<br>②骨導レシーバー<br>③ヘッドバンド  |      |
| 骨導式眼鏡型         | 120,000 円 | 補聴器本体（電池を含む。）<br>※ 平面レンズが必要な場合は、厚生労働省告示における修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、同告示における眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。   |      |

※ 修繕に要する基準額については、厚生労働省告示における修理基準の表に掲げる交換の額とする。